



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

ページ

- 人事委員会規則
 - *15 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 1
 - *16 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 4
- 人事委員会告示
 - *3 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程 5

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第15号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

支給区分		部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐 又は課長 補佐相当職	
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	7 種	
組 織	知 事	本 庁	理 事 危機管理監 部長 会計管理者 国体推進監	監察査察監 参 事 技 監	知 事 室 長 局 長 参事（監察 査察課及び 行政改革課 に置く者並 びにこれら の者と同等 の職務を行 う者に限る 。）	知事室次長 政策統括参 事 生活安全参 事 食品安全参 事 労働政策参 事 参 事	課 長 企 画 員 （政策審議 課及び医務 課に置き、 本庁の課長 と同等の職 務を行う者 に限る。）	旅券事務長 企 画 員 室 長	副 課 長 総括審議員 総括監察査 察員 主 幹 国体推進員 分 室 長 総括検査員	
	地方 機関	共 通						企 画 員 総括専門員 総括研究員 主 幹		
		振 興 局		局 長	局 長	参 事	部 長 （那賀振興 局地域振興 部、伊都振 興局地域振 興部、伊都 振興局健康	部 長 副 参 事 支 所 長 海南工事事	副 部 長 農林水産業 統括員 支 所 次 長	

					福祉部及び東牟婁振興局地域振興部の長に限る。)	務所長 ダム管理事務所長 紀の川流域下水道事務所長 京奈和高速事務所長 国道橋本建設事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所長	海南工事事務所次長 紀の川流域下水道事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所次長 切目川ダム建設事務所長	
東京事務所			所 長		次 長 (本庁の課長と同等の職務を行う者に限る。)	次 長	企業誘致統括員	
県税事務所			所 長 (和歌山県税事務所の長に限る。)	所 長			次 長	
消防学校			参 事			校 長	教 頭	
防災航空センター						所 長		
文 書 館						館 長	次 長	
環境衛生研究センター						所 長	次 長 部 長	
鳥獣保護センター						所 長		
消費生活センター						所 長		
男女共同参画センター				所 長				
動物愛護センター						所 長		
子ども・女性・障害者相談センター			所 長				次 長	
紀南児童相談所						所 長	分 室 長	
仙 溪 学 園						園 長	次 長	
精神保健福祉センター						所 長		
保 健 所						所 長 支 所 長	次 長 支 所 次 長	
高等看護学院			学 院 長	副 学 院 長		事 務 長	教 務 主 幹	
なぎ看護学校						学 校 長		
こころの医療センター			院 長	事 務 局 長			副 院 長 事 務 局 次 長 診 療 部 長 看 護 部 長	

	難病・子ども保健相談支援センター						所 長		
	公営競技事務所						所 長	次 長	
	産業技術専門学院						学 院 長	副 学 院 長	
	工業技術センター			所 長				副 所 長 部 長	
	世界遺産センター							事 務 長	
	農業試験場						場 長	副 場 長	
	農業試験場暖地園芸センター						所 長		
	果樹試験場						場 長		
	果樹試験場かき・もも研究所						所 長		
	果樹試験場うめ研究所						所 長		
	畜産試験場						場 長		
	畜産試験場養鶏研究所						所 長		
	林業試験場						場 長	副 場 長	
	水産試験場						場 長	副 場 長	
	農業大学校						校 長 所 長	副 校 長 教 授	
	農作物病害虫防除所							所 長	
	家畜保健衛生所						所 長		
	南紀白浜空港管理事務所						所 長	次 長	
	和歌山下津港湾事務所						所 長	次 長	
県	議 会	事 務 局 長		事 務 局 次 長		課 長		副 課 長 総括調査員	
教育委員会	本 庁			局 長 参 事		課 長 教育企画員	教育企画員 室 長	副 課 長 主 幹 教育企画員 総括人事主 事 専 門 員	
地方機関	教育支援事務所						所 長		
	教育センター学びの丘						所 長	副 所 長 主 幹	

	図 書 館				副 館 長		紀南図書館 長 主 幹 総 括 司 書	
	近代美術館					副 館 長	主 幹	
	博 物 館					副 館 長	主 幹	
	紀伊風土記 の丘					副 館 長	主 幹 教育企画員	
	自然博物館				館 長	副 館 長	主 幹 専 門 員	
	県立学校						事 務 長	事 務 長
警 察	本 部					課 長 監 察 官	室 長 照会センタ ー長 交通管制セ ンター長	次 席 副 所 長
選 挙 管 理 委 員 会	本 庁					事 務 局 長		事 務 局 次 長
	地 方 機 関 分 局						分 局 長	
監 査 委 員	事 務 局 長					課 長		副 課 長 総 括 調 査 員
人 事 委 員 会	事 務 局 長					課 長		副 課 長
労 働 委 員 会	事 務 局 長					課 長		副 課 長
海 区 漁 業 調 整 委 員 会								事 務 局 長

別表第2ウを次のように改める。

ウ 医療職給料表(1)

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
4 級	3 種	103,900円	88,100円
3 級	4 種	89,200円	66,400円
	5 種	83,900円	62,500円
	6 種	68,200円	50,800円

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、又は」を「又は」に改める。

別表知事部局の部地方機関の款消防学校の項中「校長」を「参事 校長」に改め、同表教育委員会の部地方機関の款自然博物館の項中「副館長」を「館長 副館長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第3号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「よりがたい」を「より難しい」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

職員格付表（警察官を除く。）

部局等	職	部長又は部長相当職	次長又は次長相当職	課長又は課長相当職	課長補佐又は課長補佐相当職	係長又は係長相当職
知事 本 庁	理 事	知 事 室 長	課 長	室 長	主 査	
	危機管理監	知事室次長	室 長	総括課長補佐	医 師	
	監察査察監	局 長	副 課 長	課 長 補 佐	検 査 員	
	部 長	参 事	総括審議員	政 策 審 議 員	船 長	
	参 事	政策統括参事	総括監察査察員	監 察 査 察 員	機 関 長	
	技 監	生活安全参事	主 幹	改 革 推 進 員	主 査 航 海 士	
	会計管理者	生活安全参事	企 画 員	国 体 推 進 員	主 査 機 関 士	
	国体推進監	食品安全参事	旅券事務長	班 長		
		労働政策参事	国体推進員	調 査 員		
			分 室 長	主 任		
			総括検査員	分 室 長		
				検 査 員		
			船 長			

					機 関 長 主任航海士 主任機関士	
地方 機 関	共 通			企 画 員 総括専門員 総括研究員 主 幹	主 任 主任研究員 専 門 技 術 員 教 務 主 任	主 査 主査研究員 教 務 主 任
	振 興 局	局 長	局 長 参 事	部 長 副 部 長 副 参 事 農林水産業 統括員 支 所 長 支 所 次 長 海南工事事 務所長 海南工事事 務所次長 紀の川流域 下水道事務 所長 紀の川流域 下水道事務 所次長 京奈和高速 事務所長 国道橋本建 設事務所長 切目川ダム 建設事務所 長 近畿自動車 道紀南高速 事務所長 近畿自動車 道紀南高速 事務所次長	課 長 旅 券 駐 在 員 調 査 員 会 計 専 門 員 会 計 駐 在 員 入札契約統括員 出 張 所 長 切目川ダム建設 事務所次長 検 査 員 京奈和高速事務 所次長	

			ダム管理事務所長		
東京事務所		所 長	次 長 企業誘致統括員	次 長 課 長 企業誘致統括員	
県税事務所		所 長	次 長	課 長 県税窓口統括員	
消 防 学 校		参 事	校 長 教 頭		
防災航空センター			所 長	次 長	
文 書 館			館 長 次 長	課 長	
環境衛生研究センター			所 長 次 長 部 長	課 長 総括主任研究員 支 所 長	
鳥獣保護センター			所 長	課 長	
消費生活センター			所 長 次 長	支 所 長	
男女共同参画センター		所 長		課 長	
動物愛護センター			所 長	課 長	
子ども・女性・障害者相談センター		所 長	次 長	課 長	室 長
紀南児童相談所			所 長 分 室 長	次 長	
仙 溪 学 園			園 長 次 長	課 長	
女性保護施設なぐさホ		所 長			

ーム					
精神保健福祉センター			所 長	次 長	
保 健 所			所 長 支 所 長 次 長 支 所 次 長	課 長	
高等看護学院		学 院 長 副 学 院 長	事 務 長 教 務 主 幹	事 務 長 代 理	主 査 専 任 教 員
なぎ看護学校			学 校 長	副 学 校 長	主 査 専 任 教 員
こころの医療センター		院 長 事 務 局 長	副 院 長 事 務 局 次 長 部 長	部 長 課 長 医 長 科 長 薬 局 長 技 師 長 看 護 副 部 長 看 護 師 長 主 任 看 護 師 室 長	医 長 科 長 看 護 師 長 副 看 護 師 長 主 査 看 護 師
難病・子ども保健相談支援センター			所 長		
公営競技事務所			所 長 次 長	課 長	
工業用水道管理センター			所 長	課 長	
産業技術専門学院			学 院 長 副 学 院 長	課 長 部 長	
工業技術センター		所 長	副 所 長	部 長	

			部 長	課 長	
				特 別 研 究 員	
世界遺産センター			事 務 長	調 査 員	
農業試験場			場 長 副 場 長	部 長	
農業試験場 暖地園芸センター			所 長	副 所 長 部 長	
果樹試験場			場 長	副 場 長 部 長	
果樹試験場 かき・もも 研究所			所 長	副 所 長	
果樹試験場 うめ研究所			所 長	副 所 長	
畜産試験場			場 長	副 場 長 部 長	
畜産試験場 養鶏研究所			所 長	副 所 長	
林業試験場			場 長 副 場 長	部 長	
水産試験場			場 長 副 場 長	部 長 機 関 長	船 長 主 査 航 海 士 主 査 機 関 士
農業大学校			校 長 副 校 長 教 授 所 長	部 長 課 長 准 教 授 次 長	助 教
農作物病害 虫防除所			所 長		
家畜保健衛 生所			所 長	次 長 課 長 支 所 長	

		南紀白浜空港管理事務所			所 長 次 長	次 長 課 長	
		和歌山下津港湾事務所			所 長 次 長	課 長	
県 議 会		事 務 局 長	事 務 局 次 長		課 長 副 課 長 総括調査員	副 課 長 調 査 員 課 長 補 佐 班 長 主 任	主 査
教 育 委 員 会	本 庁	監 察 査 察 監	局 長 参 事		課 長 室 長 副 課 長 主 幹 教育企画員 総括人事主事 専 門 員	総 括 課 長 補 佐 課 長 補 佐 班 長 主 任 分 室 長 専 門 員 主任人事主事 主任指導主事 主任社会教育主事 人 事 主 事 教 育 企 画 員 政 策 推 進 員	主 査 人 事 主 事 教育相談主事 指 導 栄 養 士
	地 方 機 関	教育支援事務所			所 長	主任指導主事 主任社会教育主事 主 任	主 査
		教育センター 一学びの丘				所 長 副 所 長 主 幹	専 門 員 課 長 教 育 相 談 室 長 総 括 指 導 主 事

				主任 主任指導主事 主任教育相談主事	
図書館		副館長	紀南図書館 長 主幹 総括司書	センター長 課長 主任 調査員 主任司書 専門員 主任社会教育主事	主査 主査司書
近代美術館			副館長 主幹	専門員 課長 主任 主任学芸員	主査 主査学芸員
博物館			副館長 主幹	専門員 課長 主任 主任学芸員	主査 主査学芸員
紀伊風土記 の丘			副館長 主幹 教育企画員	専門員 課長 主任 主任学芸員	主査 主査学芸員
自然博物館		館長	副館長 主幹 専門員	専門員 課長 主任 主任学芸員	課長 主査 主査学芸員
県立学校			事務長	事務長 事務長補佐 主任	事務長補佐 主査 主査栄養士

警察	本部		参事官	課長	次席	係長
				所長	副所長	
				監察官	センター長	専門研究員
				室長	調査官	
				場長	課長補佐	
				次席	校長補佐	
				副所長	主任研究員	
				センター長	師範	
				隊長		
				管理官		
				交通管制官		
				総括研究員		
				首席師範		
				事故統計官		
	地方機関	警察署		会計官	課長	係長
					調査官	
選挙管理委員会	本庁			事務局長	事務局次長	
				事務局次長	班長	
	地方機関	分局		分局長	分局長代理	
	監査委員	事務局長		課長	調査員	主査
				副課長	課長補佐	
				総括調査員	班長	
					主任	
	人事委員会	事務局長		課長	主任	係長
				副課長		主査
	労働委員会	事務局長		課長	主任	主査
				副課長		
	海区漁業調整委員会			事務局長	支所長	

				主 任	
市町村立小中学校				事 務 主 任	主 査 主査栄養士

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。